

住宅あんしん保証

【住宅履歴情報サービス業務規程】

「略称：履歴業務規程」

第1章 総則

第1条（目的）

この住宅履歴情報サービス業務規程（以下「本規程」といいます。）は、株式会社住宅あんしん保証（以下「住宅あんしん」といいます。）の住宅履歴情報サービス業務についての基本的事項を定め、その適正且つ円滑な運営を図り、もって住宅所有者等の利益の保護ならびに住宅供給事業者の安定的な経営及び発展に寄与することを目的とします。

第2条（住宅履歴情報サービスの概要）

住宅履歴情報サービスとは、住宅あんしんが住宅所有者の委託を受けて、「住宅履歴情報蓄積・活用に関する約款（以下「履歴約款」といいます。）」に基づき住宅履歴情報を蓄積し、住宅の維持管理または修繕、改修、リフォームならびに転売等に蓄積された情報を活用することにより、住宅の長寿命化に資するものです。

第2章 履歴サポート事業者登録

第3条（履歴サポート事業者登録）

- 住宅所有者の委託を受けて、履歴約款に定める各種行為、各種請求等を代行しようとする者は、事前に住宅あんしんに対して、履歴サポート事業者の登録申請（以下「履歴サポート事業者申請」といいます。）を行い、第6条に規定する住宅あんしんの審査を受け、承認を受けなければなりません。
- 履歴サポート事業者申請を行おうとする者は、次の書類を住宅あんしんに提出しなければなりません。
 - 履歴サポート事業者申請書
 - 預金口座振替申請書
 - その他、住宅あんしんが必要と認めたもの

第4条（履歴サポート事業者申請資格）

履歴サポート事業者申請を行おうとする者は、次の各号のすべてに該当しなければなりません。

- 本規程の内容を十分に理解し、且つ承諾できること
- 暴力団・暴力団員・暴力団関係団体・暴力団関係者・右翼標榜団体・総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）ではなく、且つ反社会的勢力等との関係が一切ないこと

第5条（欠格事由）

履歴サポート事業者申請を行おうとする者が次のいずれかに該当する場合は、履歴サポート事業者申請を行うことができません。

- 第11条の規定により登録を取り消された者（当該取消日の前30日以内に当該法人の代表者であった者が代表者となる法人を含みます。）で、その取消日から2年を経過していない者
- 反社会的勢力等、又は反社会的勢力等と関係を有する者

第6条（履歴サポート事業者登録審査）

住宅あんしんは、第3条第2項各号に定める書類を受理した場合、以下各号の審査を行います。

- 欠格事由に該当しないこと
- 履歴蓄積業務等に関して、不正または不誠実な行為をすることが明白でないこと

第7条（履歴サポート事業者証の交付及び履歴サポート料）

- 住宅あんしんは、履歴サポート事業者登録が完了した者（以下「履歴サポート事業者」といいます。）に対して速やかに履歴サポート事業者証を発行、交付するものとします。
- 登録有効期間中において、履歴サポート事業者は、住宅履歴情報管理システム（以下「情報システム」といいます。）を利用できるものとします。
- 履歴サポート事業者は、別に定める履歴サポート料を住宅あんしんが定める日までに支払わなければなりません。
- 第8条第2項の規定に基づき、登録を更新した履歴サポート事業者は、別に定める履歴サポート料を住宅あんしんが定める日までに支払わなければなりません。
- 住宅あんしんは、履歴サポート事業者が前2項に定める履歴サポート料の支払いを行わない場合には、当初の登録日又は新しい有効期間の開始日に遡って登録を抹消することができるものとします。
- 履歴サポート事業者は、「生産者情報蓄積に関する約款」に基づき、住宅あんしんに生産者情報の蓄積を委託することができるものとします。ただし、その委託にあたって、履歴サポート事業者は、別に定める委託料を住宅あんしんが定める日までに支払わなければなりません。

第8条（履歴サポート事業者の有効期間及び更新）

- 履歴サポート事業者登録の有効期間は1年間とします。但し、第10条の規定により履歴サポート事業者登録を解除したとき、又は第11条の規定により履歴サポート事業者を取り消されたときはこの限りではありません。
- 履歴サポート事業者は、前項に規定する有効期間満了日の1ヶ月前

までに、更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

第9条（履歴サポート事業者登録事項の変更）

履歴サポート事業者は、次の各号の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出をしなければなりません。

- 商号・代表者名、もしくは名称・氏名
- 住所、電話番号
- e-mail アドレス

第10条（履歴サポート事業者登録の解除）

履歴サポート事業者は、登録の解除を行おうとするときは、住宅あんしんに対して登録解除の申請を行わなければなりません。但し、この場合において、住宅あんしんは、第7条第3項及び第4項に規定する履歴サポート料を返還しません。

第11条（履歴サポート事業者の取消）

住宅あんしんは、履歴サポート事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、履歴サポート事業者登録を取消することができるものとします。

- 本規程に違反したとき
- 不正な手段により履歴サポート事業者登録を受けたとき
- 住宅あんしんの信用を著しく傷つけたとき
- 建設業法の規定により建設業の許可を取り消されたとき
- 宅地建物取引業法の規定により宅地建物取引業の免許を取り消されたとき
- 裁判所により強制執行を受け、手形・小切手の不渡りを出し、破産・会社更生・特別清算・民事再生の申立てを行い、又は行われたとき
- 個人の場合で、死亡したとき
- 廃業または破産したとき
- 第5条に規定する欠格事由に該当することを知ったとき
- 住宅あんしんに対して債務の履行遅滞または不履行を発生させたとき
- 住宅あんしんに対して不利益を与える行為を行ったことを確認したとき

- 住宅あんしんは、履歴サポート事業者が前項の取消事由に該当する場合は、第7条第3項及び第4項に規定する履歴サポート料を返還しません。

第12条（履歴サポート事業者登録の解除及び取消後の処理）

履歴サポート事業者は、登録の有効期間満了、解除、又は取消によ

り履歴サポート事業者登録が終了した場合には、次の各号の事項を遵守しなければなりません。

- 住宅履歴情報サービスに係る資料・商標等の使用を停止し、貸与品がある場合は返還します。
- 広告活動に関し、住宅履歴情報サービスに係る文書等の配布の停止、看板の破壊、放送の停止等、一切の住宅履歴情報サービスに係る広告活動の停止を行います。
- 前2号に要する費用は、すべて当該履歴サポート事業者の負担とします。
- 住宅あんしんに対して有する債務につき、期限の利益を失い、理由のいかんを問わず直ちに履行するものとします。遅延した場合には、年利18.25%の割合により延滞金を支払うものとします。

- 住宅あんしんは、登録の有効期間満了、解除又は取消により履歴事業者登録が終了した場合には、次の各号の処理を行うものとします。

- 情報システムの使用許諾の中止
- 既に情報システムに蓄積された生産者情報の閲覧、出力の中止

第13条（各種情報提供）

住宅あんしんは、定期的な情報誌の発行等により履歴サポート事業者に対し情報提供を行うものとします。

第3章 その他

第14条（管轄裁判所）

本規程に関する訴訟については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（その他）

本規程に定めのない事項については、民法その他の法令に基づき、住宅あんしんが決定するものとします。

附則

本規程は、平成22年5月1日より施行します。

附則

本規程は、平成25年5月22日より施行します。